

12月3日～9日は「障害者週間」です

この週間は、みなさんに広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

「障害は身近な問題です」

平成26年版障害者白書によると身体障害、知的障害、精神障害の3区分で、国民の約6%が何らかの障害を有しているとされています。また、現代社会はストレス社会ともいわれるように、ストレスが限界に達して統合失調症やうつ病になる人が年々増加しています。

交通事故や疾病など障害の原因は、年齢を問わずだれにでも起こります。障害は、とても身近な問題といえます。

心のバリアフリーを

バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮して、だれもが使いやすいように配慮された施設や設備が増えてきています。

物理的なバリアは改善されつつありますが、目に見えない「心のバリア」は、まだまだ存在しています。

障害者に関する世論調査（平成24年度）では、障害を理由とする差別や偏見があると思うかという質問に対し、「あると思う」と答えた方の割合が89・2%※（あると思う）56・1%±、少しはあると思う33・0%、ないと思う」と答えた方の割合が9・7%でした。

千葉県には全国に先駆けて制定された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」があります。この県条例は、みなさんが力をあわせて、障害のある方に対する誤解や不利益な取扱いをなくし、障害のある方の生活や社会

参加を妨げている建物や制度などの障壁を解消することで、だれもが暮らしやすい社会づくりを進めることを目的としています。

また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、一部の附則を除き平成28年4月1日に施行されます。

この機会に、だれもが暮らしやすい地域社会を考えてみましょう。

なお、障害者手帳や障害福祉サービスなど障害福祉に関することは、お気軽に福祉課へご相談ください。

※結果数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が一致していません。

◆問い合わせ

福祉課障害福祉班
☎(84)1257

11月は虐待防止月間です

ためらわず 知らせてつなぐ 命の輪

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や福祉課へ連絡してください。みなさんの連絡・相談が子どもを守り、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

◎子どものこんなサインを見落としていませんか？

- ①不自然な傷や打撲のあと
- ②着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ③表情が乏しい
- ④おどおどしている
- ⑤落ち着きがなく、乱暴になる
- ⑥親を避けようとする
- ⑦夜遅くまで1人で遊んでいる

◎子どもを虐待から守るための5箇条

- ①おかしいと思ったら迷わず連絡(通告)
- ②しつけのつもりは言い訳
- ③ひとりで悩みを抱え込まない
- ④親の立場より子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

◆問い合わせ

東上総児童相談所 ☎0475-27-1733
福祉課社会福祉班 ☎84-1257

園庭開放 にこにこひろば

地域のみなさんとの交流のため、園庭を開放します。保育所に通う子ども達と一緒に遊んでみませんか？

開放日 11月4日(火)、18日(火)
午前10時～11時
※予約は不要で、利用は無料です。

◆問い合わせ

横芝保育所 ☎82-2345
上堺保育所 ☎82-2543
大総保育所 ☎82-0667